

記載例 郵送による全部事項証明（戸籍謄本）等の請求書

<請求者>

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

住所	〇〇市〇〇区〇条〇丁目〇番〇〇号	
ふりがな	とうべつ たろう	※電話番号 (平日の日中連絡がつくもの) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
氏名	当別 太郎 当 大・ 昭 ・平・令 42 年 12 月 22 日生	

<必要な戸籍>

本籍	北海道石狩郡当別町白樺町〇〇番地〇〇	
ふりがな	とうべつ いちろう	生 年 月 日
筆頭者の氏名	当別 一郎 ※亡くなられても筆頭者は変わりません。	明治・大正・ 昭和 ・平成・令和 10年 2月 3日
必要な方の氏名 (抄本・身分証明書の場合)	※全部事項証明及び謄本請求の際は、記入不要です。	生 年 月 日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
筆頭者から見た 請求者の関係 (<input checked="" type="radio"/> 印)	本人・夫・妻・ 子 ・孫・父母・祖父母・その他 () ※「その他」の方の請求の場合、請求者との関係によっては委任状等の書類を要する場合があります。 ※身分証明書を第三者の方が請求するときは、本人自筆の委任状が必要です。	

必要なもの	戸籍	全部事項証明書 (戸籍謄本)	1 通	個人事項証明書 (戸籍抄本)	通
	除籍	全部事項証明書 (除籍謄本)	通	個人事項証明書 (除籍抄本)	通
	改製原戸籍	謄本	通	抄本	通
	戸籍の附票	全部証明書 (謄本)	1 通	個人証明書 (抄本)	通
		戸籍の附票に下記の記載が必要な方は☑をつけてください。 本籍・筆頭者氏名☐のせる 在外選挙人登録地☐のせる			
	※附票に記載の必要な住所があればご記入ください ()				
	身分証明書		通		
	その他 ()		通		

使用目的	(例:「パスポート申請」、「〇〇死亡に伴う相続手続き」、「年金」など) 当別一郎死亡に伴う相続手続きのため
特に必要な戸籍がある場合はご記入ください	誰の、どのような戸籍が必要か、具体的にご記入ください。 (例:「〇〇の死亡記載が必要」「〇〇の出生から死亡までの戸籍が各〇通必要」「〇〇と〇〇の関係がわかる戸籍が必要」など) 当別一郎の出生から死亡までの戸籍が各 1 通必要
戸籍届出の状況	最近2週間以内に届出があった場合は、記入してください。 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 〇〇 市 ・区・町・村へ届出 (出生・ 死亡 ・婚姻・離婚・その他)

<同封するもの>は裏面へ

<同封するもの>

	チェック
<p>① 郵送による全部事項証明（戸籍謄本）等の請求書</p> <ul style="list-style-type: none"> 記入漏れがあると、請求に応じられない場合があります。 必要事項の記入について、不明な点がありましたら事前にご確認ください。 日中連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。 使用目的はできるだけ詳しく記入してください。 <p>※お電話や窓口でのお問い合わせで、本籍や筆頭者をお伝えすることはできません。本籍等が不明な場合は、本籍を省略しない住民票（除票）を取得するなどして、確認してください。</p>	
<p>② 手数料分の定額小為替（郵便小為替）</p> <ul style="list-style-type: none"> 手数料分の定額小為替（郵便小為替）を郵便局で購入し、同封してください。 <p>【当別町の手数料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○戸籍の全部・個人事項証明（戸籍謄本・抄本）・・・・４５０円 ○除籍の全部・個人事項証明（戸籍謄本・抄本）・・・・７５０円 ○改製原戸籍（コンピュータ化前の縦書き戸籍）の謄本・抄本・・・・７５０円 ○戸籍の附表・身分証明書・・・・３００円 <p>※手数料は市区町村によって異なる場合がありますので、請求する市区町村に事前にお問い合わせください。</p>	
<p>③ 返信用封筒・切手</p> <ul style="list-style-type: none"> 封筒を用意し、請求者の住所・氏名を記入し８２円分の切手を貼ってください。 お急ぎの場合は速達（３６２円分の切手貼付）をご利用ください。 <p>※請求者の自宅住所以外には返信できません。</p>	
<p>④ 請求者の本人確認と現住所が確認できる書類のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード、運転免許証やパスポート、住民基本台帳カードのコピーを同封してください。 上記をお持ちでない場合は、健康保険証と年金手帳など、複数のコピーを同封してください。 	
<p>⑤ 直系関係の確認できる戸籍謄本等のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍は直系の親族にしか請求権がありません。直系の親族であることを確認するために、請求者の戸籍謄本等のコピーを同封していただく必要がある場合があります。 <p>※戸籍を請求できる人は、戸籍に記載されている人、直系の親族（祖父母・父母・子・孫など）です。それ以外の方が請求する場合は、委任状が必要になる場合があります。</p>	

上記の①～⑤を封筒に入れて、本籍地の市区町村役場へ郵送にて請求してください。

その他不明な点がありましたら、本籍地の市区町村役場戸籍担当にお問い合わせください。

当別町に請求する場合	〒０６１－０２９２ 北海道石狩郡当別町白樺町５８番地９ 当別町役場 戸籍年金係 TEL ０１３３－２３－２４６３
------------	---